

沖縄における駐留軍用地跡地利用の現状と課題

第一特別調査室 まつもと ひでき
松本 英樹

1. はじめに

沖縄には、全国の米軍専用施設・区域の約 75 %が集中している。とりわけ本島中南部の主要都市では、街の中心部に駐留軍用地が広がっていることから、周辺集落間の交通網が遮断され基地周辺道路で交通渋滞が引き起こされたり、住宅等が基地周辺に密集するなど、望ましい都市形成や交通体系、産業基盤の整備などに大きな影響が出ている。

沖縄の振興を図っていく上で、駐留軍用地の返還は重要な課題となっており、これまで日米両政府において、その返還について協議が行われてきた。その結果、合意がなされた駐留軍用地は徐々に返還が進められ、1972(昭和 47)年の本土復帰時 87 施設(約 28,661ha)あった駐留軍用地は、現在、34 施設(約 23,363ha)となっている。しかし、返還された土地の多くが民有地であることなどにより、跡地利用については、地権者等関係者間に様々な意見の相違が生じ、跡地を利用開始するに至るまでの間に¹、相当な調整が必要とされるケースも見られる。

また、2006(平成 18)年 5 月 1 日の日米安全保障協議委員会(以下「2 + 2」という。)においてまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」では、米軍嘉手納飛行場以南の 6 施設の返還が合意された。これらの返還が実現すれば、本島中南部地域におけるかつてない大規模な返還となるため、今後は、沖縄振興のための県土利用の在り方を視野に入れた跡地の有効かつ適切な利用も重要な課題になると思われる。

本稿では、沖縄での跡地利用の状況と代表的事例について概観するとともに、1996(平成 8)年の「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という。)最終報告の合意で既に全部又は一部返還された施設の跡地利用の現状、「再編実施のための日米のロードマップ」で返還合意されている施設の跡地利用の方向性等について焦点を当て、その上で、跡地利用の遅延問題や環境問題などの課題を取り上げてみたい。

2. 跡地利用の状況と代表的事例

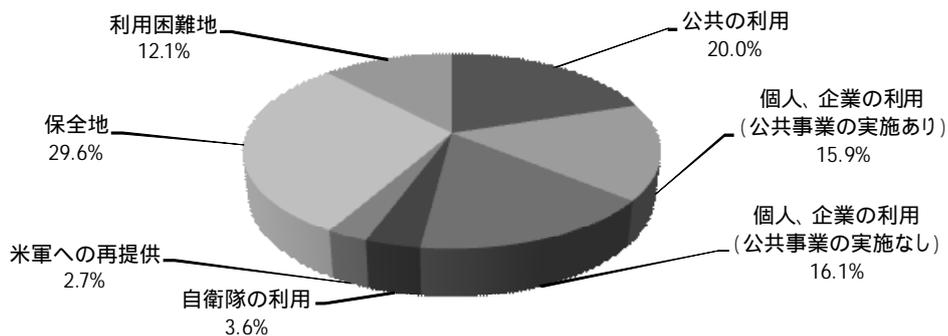
(1) 跡地利用の状況²

1961(昭和 36)年 1 月 1 日から 2006(平成 18)年 3 月 31 日までに返還された沖縄の駐留軍用地は、11,936.6ha となっている³。このうち、公共事業により整備されているもの(実施中及び計画中のものを含む)は、35.9%(4286.9ha)を占めている。

利用形態は、図 1 に示したとおりであるが、個人、企業の利用が 32.0%(3,822.7ha)を占めている。また、自然環境保全のため保全地利用が 29.6%(3529.5ha)、道路や公園等の公共の利用が 20.0%(2,386.1ha)となっている。自衛隊の利用は 3.6%

(428.1ha)で、そのほとんどが南部地域に集中している。米軍への再提供は2.7%(320.0ha)で、大部分が北部地域の訓練場となっている。また、跡地利用の困難な土地は12.1%(1,450.2ha)あり、こうした土地は所在する市町村と地権者との調整が必要となるが、地形的に使用が困難、無人島にあるため開発が困難、跡地利用に地権者の同意を得ることが困難、細切れ返還などの理由により有効な跡地利用がなされていない場合も多いとされる。

図1 返還駐留軍用地の跡地利用の状況
(返還面積11,936.6ha)



(出所：沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部「跡地利用の状況」< <http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/jokyo-btm.htm> > をもとに作成)

(2) 跡地利用の代表的事例

ア キャンプ瑞慶覧(ハンビー飛行場地区及びメイモスカラ射撃場地区)⁴

この施設は、沖縄本島中部・北谷町の南西部、東シナ海に面した地域に位置し、在沖米海兵隊の飛行場、射撃場などとして使用されていた。1981(昭和56)年12月の返還後、これまでに、国道58号沿いの西側一帯が地域経済活性化のため区画整備されてきた。特に、かつてのハンビー飛行場地区は、区画整備が終了した1991(平成3)年頃から急速に商業地として発展を遂げ、沖縄の返還跡地利用の最も成功した事例といわれている。また、メイモスカラ射撃場地区があった西海岸側の埋立事業も同時に進められ、誕生した「美浜地区」に、都市型リゾートの形成を目指した「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」が計画され、現在では、レジャー・娯楽施設、レストラン、大型ショッピングセンター等が立ち並び、近隣市町村の人々や県外からの観光客などで賑わいを見せている。また、美浜地区には、陸上競技場や野球場などのスポーツ施設も整備され、地元の人々のみならず、プロ野球のキャンプや実業団、大学生の合宿等にも利用されている。

イ 牧港住宅地区⁵

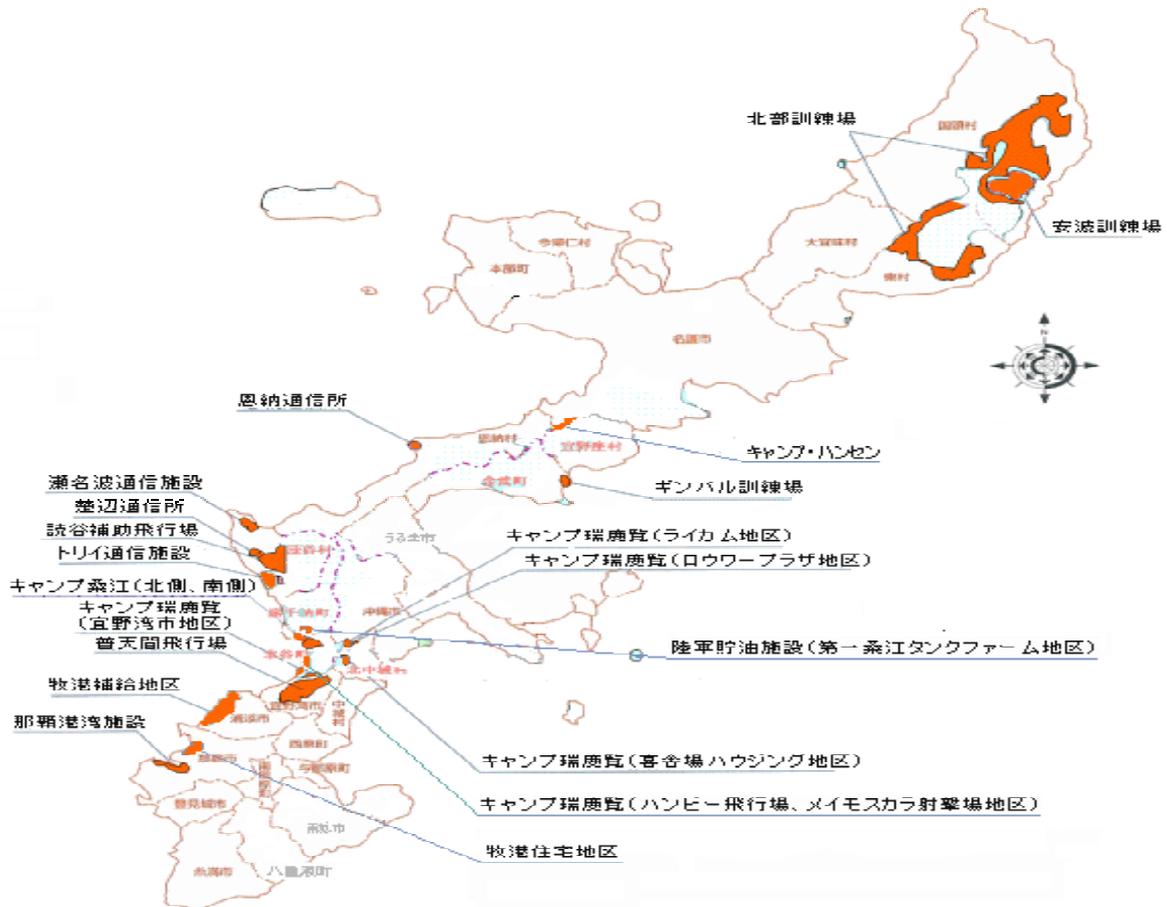
この施設は、沖縄本島南部・那覇市の北側に位置し、在沖米空軍及び陸軍の将校、下士官並びに軍属用の住宅地として使用され、プール、スケート場、ゴルフ場、小学校等の関連施設も配置されていた。1987(昭和62)年5月までに全面返還され(返還面積192.6ha)、返還後は、那覇新都心開発事業が進められている。この地区には、沖縄振興開

発金融公庫、沖縄職業総合庁舎などの公共建築物をはじめ、沖縄県立那覇国際高校などの教育施設、大型ショッピングセンターや映画館などの商業施設、マンションなどの住宅施設が建設され、新しい街の姿が形づくられている。

ウ ^{おんな} 恩納通信所⁶

この施設は、沖縄本島北部・恩納村の南側に位置し、在沖米海兵隊の通信施設として使用されていたが、1995（平成7）年11月に全面返還された（返還面積63.1ha）。しかし返還後、土地の原状回復の最中に同施設の汚水処理槽内からPCB等の有害物質が検出され、地権者への土地の引渡しは、その処理を終えるまで2年4か月間遅れることとなった。当初、この施設は、跡地利用としてゴルフ場建設計画が考えられていたが、開発を提案していた業者の撤退や地権者によっては「自分で利用したい」、「畑にしたい」といった意向を持つ者がいたことから、計画はまとまらず中止となった。現在に至るまで、「ふれあい体験学習センター」や独立行政法人・通信総合研究所の「沖縄亜熱帯計測技術センター」の整備といった部分的な跡地利用にとどまっており、返還から12年以上たった今も地権者の基礎データ（所在、所有面積、宅地意向等）の整理をしている状況にある。

跡地利用施設など主な駐留軍用地の分布図⁷



（出所：沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部ホームページをもとに作成）

3. SACO最終報告の合意により返還済みの施設の跡地利用

1995(平成7)年9月の少女暴行事件を契機に、駐留軍用地が集中している沖縄の負担軽減、日米安保体制の信頼性向上の観点から、同年11月、日米両国政府によりSACOが設置された。1996(平成8)年12月にまとめられたSACO最終報告では、普天間飛行場を含む11施設の全部または一部の返還が合意された⁸。現在までのところ、安波訓練場(1998(平成10)年12月22日全面返還)、キャンプ桑江(2003(平成15)年3月31日一部返還)、瀬名波通信施設(2006(平成18)年9月30日ほぼ全面返還)、読谷補助飛行場(2006(平成18)年12月31日全面返還)、楚辺通信所(2006(平成18)年12月31日全面返還)の5施設の全面・一部返還が実現しており、跡地利用については、次のような状況となっている⁹。

(1) 安波訓練場

この施設は、沖縄本島北部・国頭村内を流れる安波川の上流に位置し、全域が日米地位協定第2条第4項(b)に基づき年間25日まで米軍の使用が認められている一時使用施設として提供されてきた。歩兵作戦訓練や水陸両用作戦の訓練に使用されていたが、1998(平成10)年12月22日、約480haの土地及び約7,895haの水域について米軍の共同使用が解除され、全面返還された。

跡地利用に関しては、2001(平成13)年8月に国頭村により安波訓練場と一部返還が予定されている北部訓練場を一体として整備する「北部訓練場・安波訓練場跡地利用計画書」が策定され、恵まれた自然環境を保全しつつ地場産業との連携を取りながら、体験、滞在、保養、交流型の新たな観光振興が図れるような地域づくりが考えられている。

(2) キャンプ桑江

この施設は、北谷町のほぼ中央に位置し、海軍病院等として使用されてきたが、SACO最終報告において、その大部分にあたる約99haの返還が合意された。このうち北側地区の土地約38haは、2003(平成15)年3月31日に一部返還された。南側地区約61haについては、海軍病院等の施設がキャンプ瑞慶覧等に移設された後、返還されることとなっている。

跡地利用に関しては、この地域が那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置し、中南部都市圏の整備をする上で重視されていることから、総合的な都市開発の推進が考えられている。北側地区の一部は、既に土地区画整理事業により北谷町役場庁舎が建設、利用されているが、この地区を中核ゾーンとして位置付け、職住近接型の都市環境の創出及び地域活性化を図ることが考えられている。一方、南側地区については、2005(平成17)年2月に北谷町により「キャンプ桑江南側地区まちづくり基本構想」が策定され、都会的な利便性と伝統的な沖縄らしさを併せ持つ新しい都市環境の創出が考えられている。

(3) 瀬名波通信施設

この施設は、沖縄本島中部・読谷村の北西部、村の最北端である残波岬より南約4kmの海岸沿いに位置し、海外放送情報を収集する施設として使用されてきた。かつては読谷村の西海岸一帯を占める広大な駐留軍用地であったが、徐々に返還が進み、現在は、通信用の鉄塔と建物があるだけで、大部分は黙認耕作が行われる土地となっている¹⁰。SACO最終報告では、アンテナ施設等を読谷村の南西部に位置するトリイ通信施設に移設すること等を条件にマイクロウェーブ塔部分約0.26haを除く土地約61haを返還するとされ、2006(平成18)年9月30日、全面返還がなされた。

跡地利用に関しては、2000(平成12)年3月に読谷村により「読谷村軍用地跡地利用基本構想策定業務報告書」がまとめられ、非農地を瀬名波集落北地区に隣接配置し、運動広場等、コミュニティ施設を整備する計画が考えられている。

(4) 読谷補助飛行場

この施設は、読谷村のほぼ中央に位置し、施設の東側には幅42m、長さ2,000mの滑走路と約1,500mのエプロンがあるが、老朽化しており固定翼機の利用はなされてこなかった。ほとんどの区域にフェンスが設置されていないため、出入りが自由であり、建物と工作物部分を除いて、施設内は黙認耕作が行われている。SACO最終報告では、同飛行場で行われていたパラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転し、楚辺通信所のアンテナ施設及び関連施設がキャンプ・ハンセンへ移設された後に約191haの土地を返還するとされ、2006(平成18)年7月31日に約138ha、同年12月31日に残り約53haが返還され、全面返還が実現した。

跡地利用に関しては、2005(平成17)年3月に読谷村により「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」が策定されており、公共の福祉の増進に向けた公共・公用地と地域振興に向けた振興開発用地(農地)を整備するとされている。公共・公用地については、村民の利用施設として、既に役場庁舎、文化センター、野球場、運動広場が整備されている。また、現在の滑走路は、散策路などを備えたロードパークに生まれ変わり、沖縄の三線の開祖といわれる赤犬子^{あかいんこ}を祭った展望公園と一体として整備されることが考えられている。振興開発用地(農地)については、1978(昭和53)年に返還された旧滑走路東側部分の跡地利用の一環として整備された「先進農業支援センター」で育成された人材等が集団的に従業する「先進農業集団地区」の整備が考えられている。

(5) 楚辺通信所

この施設は、読谷村の中部西海岸に近接した地域に位置し、海軍の通信施設(「象のオリ」といわれる電波受信のアンテナを有する施設)として使用されてきた。SACO最終報告では、アンテナ施設等をキャンプ・ハンセンに移設することを条件に約53haの土地を返還するとされ、2006(平成18)年6月15日に約0.02ha、同年12月31日に約53haが返還され、全面返還が実現した。

跡地利用に関しては、2000(平成12)年3月に読谷村により「読谷村軍用地跡地利用

基本構想策定業務報告書」がまとめられ、70 %を農地、30 %を非農地とし、非農地は、用地のまとまりによって公民館及び運動場等の公益的施設又は企業誘致等の候補地とし、一部地区は宅地として整備することが考えられている。2005（平成 17）年3月には「楚辺通信所旧集落跡地利用計画策定報告書」（戦前の旧集落を復帰させ、宅地整備を行うことを定めたもの）、2006（平成 18）年3月には「楚辺通信所跡地利用基本方針策定調査報告書」（地権者の意向を把握し、関係機関との調整を行い、跡地利用に関する合意形成と基本方針を定めたもの）、2007（平成 19）年3月には「楚辺通信所跡地利用基本計画策定調査」（前年の基本方針を基に、より具体的な整備手法の検討、事業優先順位及び整備スケジュールの設定を含めた基本計画を定めたもの）がまとめられている。こうした方向で検討が進められているが、2000（平成 12）年と2006（平成 18）年に読谷村が地権者に実施した意向調査では、農地主体ではなく宅地利用を希望する者が半数を超えるとの結果が出ており、跡地利用の合意形成が難航することも予想される¹¹。

4. 「再編実施のための日米のロードマップ」で返還合意された施設の跡地利用

2006（平成 18）年5月1日の「2 + 2」において、「再編実施のための日米のロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）という形で、在日米軍再編の最終的なとりまとめがなされた。「ロードマップ」では、嘉手納飛行場以南の6施設の相当規模の土地の返還（キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームの5施設の全面返還、キャンプ瑞慶覧の部分返還）について合意されている。

「ロードマップ」で合意された6施設が返還された場合の地権者への対策や跡地利用の方向性について、防衛省は、「原状回復等、適切に補償を行うことと併せて、駐留軍用地返還特措法や沖振法に基づいて、借料相当額の返還給付金や大規模跡地給付金等を所有者等に適切に支給することに努めたい。土地の返還に伴う跡地利用の促進・円滑を図ることは極めて重要な課題と認識しており、関係府省あるいは沖縄県等とも連携協力しながら、返還跡地の利用促進に可能な限り努めたい」との考えを示している¹²。また、内閣府は、「沖縄の均衡ある発展や豊かな生活環境の創造ということから、地元市町村等、跡地利用に向けた取組に対して財政を含めて支援を実施していく。嘉手納基地以南の6施設についても、個々の跡地利用は、例えば住宅地、工業地域、公園といろいろあるが、跡地の特性、課題を十分に把握して、県、地元自治体とともに、地主の理解を十分に得ながら進めたい」との考えを示している¹³。なお、報道では、日本政府は、2008（平成 20）年度中にも6施設の跡地利用に対する包括的な支援策の策定を検討しているとされる¹⁴。

一方、沖縄県は、2007（平成 19）年3月にまとめた『沖縄振興計画後期の取り組みに関する要望書』で、6施設の跡地利用の方向性について、「人口集中地域において、かつてないほどの大規模な返還になることから、自立的発展に寄与する貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや新しい経済活動の拠点形成を目指す必要があるため、沖縄県振興の長期ビジョンとの関係を考慮した跡地利用計画の策定に取り

組む必要がある」としている¹⁵。こうしたことから、沖縄県は、大規模基地返還に関する経済的な影響などを把握し、具体的な跡地利用計画策定に役立てるため、「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」を実施し、これと連動する形で、新たな中南部地域の将来像を描く独自の都市圏ビジョンの策定を進めている¹⁶。

「ロードマップ」で合意された6施設のうち、これまで、普天間飛行場の跡地利用については、沖縄県と宜野湾市が共同で2006（平成18）年2月に「普天間飛行場跡地利用基本方針」を策定し、2007（平成19）年5月には、跡地利用計画の策定に向けて、地権者及び県民・市民の意向反映や合意形成、全体・分野別計画の策定、跡地利用の実現を柱とした「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を策定するまでに至っている。一方、例えば、キャンプ瑞慶覧では、「ロードマップ」で部分返還の合意がなされているが、返還地区等については、現段階において日米間で調整中とされ、詳細が明らかにされていないため、地権者や施設を抱える地元自治体からは、返還後どのような跡地利用が可能かアイデアを出すことは難しいといった指摘がなされている¹⁷。なお、2007（平成19）年11月の日米防衛首脳会談では、キャンプ瑞慶覧について、石破防衛大臣は、米側に最大規模での返還を求める旨の発言をしたとされるが、ゲーツ米国防長官は、よく認識していると述べるにとどまったとされる¹⁸。

「ロードマップ」で合意された6施設の跡地利用については、以上のように各施設ごと個別に検討がなされている段階であり、検討状況に差が生じているのが現状である。今後、6施設の相当規模の土地の返還が実現した場合は、中長期的な視点で跡地利用をとらえ、各跡地間で開発の整合性を欠いてしまう状況にならないよう、宅地や商業地などの機能的な地区形成をどのように行っていくか、地権者、関係機関等が連携・調整しながら検討を進めていくことが重要になる。

5．跡地利用の課題

（1）跡地利用の遅延問題

跡地利用については、これまで主として土地区画整理事業や土地改良事業などの公共事業を中心として整備が図られてきたが、事業が円滑に推進されていないようなケースも見られる。過去の返還跡地における土地区画整理事業の事例によれば、返還から事業完了まで平均14年3か月と長期間を要している¹⁹。跡地利用の遅延の主な要因について、沖縄県は、返還跡地及び返還時期の明示の遅れ、各種調査の遅れによる跡地利用計画策定の遅れ、跡地利用計画、事業計画等における地権者等関係者の合意形成の遅れ、公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ、再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れ等を挙げている²⁰。また、再開発事業等を実施するためには、ある程度まとまった土地が必要となるが、細切れ返還等の要因により、跡地利用が図れず、遊休期間が長期化してしまうこともあるといわれる。さらに、跡地利用のための基盤整備事業や埋蔵文化財調査、公共公益施設の用地取得に要する市町村等の財政負担の問題のため、事業主体が速やかに決定できないようなケースも跡地利用を遅らせている要因として

挙げられる。こうしたことから、内閣府では、市町村に対し「アドバイザー派遣」、「コンサルタント派遣」などのメニューを用意し様々な相談に応じる支援を行うとともに、2008（平成 20）年度予算において「今後の跡地利用施策展開方策検討調査」を新規計上し、国、県、市町村、地権者の役割分担を整理する調整指針を策定しようとしている。

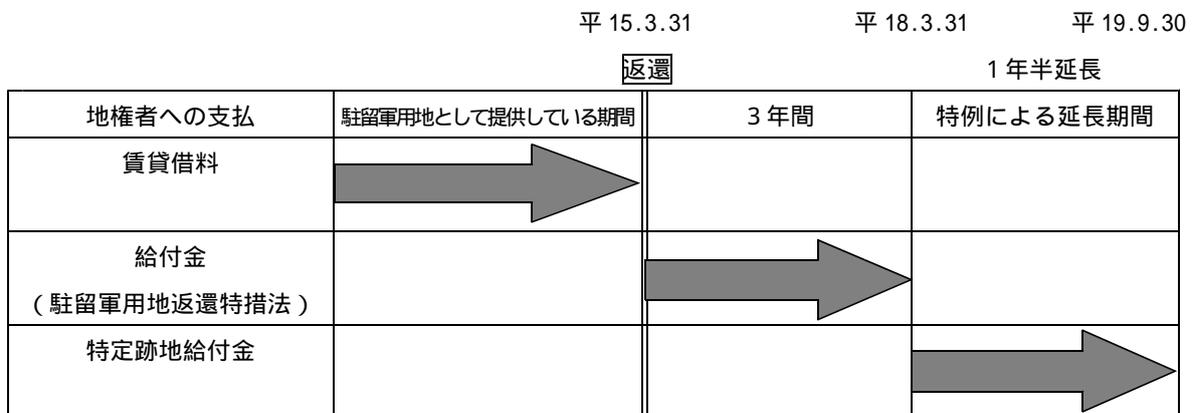
（２）大規模跡地給付金・特定跡地給付金の支給期間の問題

2002（平成 14）年から施行されている沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）においては、「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」が盛り込まれ、国から関係市町村へアドバイザーの派遣や、沖振法に基づき特定跡地として指定された地域に対し、特定跡地給付金を支給するなどの措置がなされることとなった²¹。

沖振法では、駐留軍用地跡地や今後返還が予定されることが合意された駐留軍用地のうち、計画的な開発整備を実施する際に困難な問題が生じるおそれがある地域は、「大規模跡地」や「特定跡地」として内閣総理大臣が指定できることとなっている²²。ただ、大規模跡地や特定跡地は、原状回復や整備までに、ある程度長い期間が費やされることが想定されるため、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（以下「駐留軍用地返還特措法」という。）が定めるところによる給付金支給期間である返還から3年の期間を経過しても、使用されず、収益が得られない地権者に対しては、沖振法で特例として期間を延長して給付金を支給する制度が設けられている。

SACO最終報告の合意事項で一部返還されたキャンプ桑江北側地区は、特定跡地の第1号として指定され、駐留軍用地返還特措法による返還後3年間の給付金支給に引き続いて特定跡地給付金がこれまで支給されてきた（図2）。キャンプ桑江北側地区の場合、特定跡地給付金の支給期間は1年半延長され、2007（平成 19）年9月30日で期限を迎えたが、返還跡地は、住宅、事業所等の整備が十分進んでおらず、収益を得るような状況に至っていない。このため、地権者からは、「使用収益開始まで固定資産税を払い続けなければならないことは負担となる。土壌汚染などが万一発見された場合、原状回復に時間を要することを考えると、現状の補償期間では短すぎる」といった声も上がっている²³。

図2 キャンプ桑江北側地区の給付金支給期間



（出所：内閣府『沖縄振興特別措置法のあらまし』（2002年）をもとに作成）

(3) 環境問題

2002(平成14)年10月の駐留軍用地返還特措法施行令の一部改正により、返還合意がなされる米軍施設については、「返還実施計画²⁴」に基づいて、国の責任において土壤等の汚染や不発弾の調査及び除去等が行われることとなった。施行令改正以降、これまでに次のような取組がなされている²⁵。

キャンプ桑江北側地区(2003(平成15)年3月31日返還)

返還後行われた詳細調査の結果、土壤から有害物質(鉛、ヒ素及び六価クロム)、油分、油臭が検出された。これらの汚染は、処理された後、2004(平成16)年9月30日に地権者に引き渡された。また、2006(平成18)年12月及び2007(平成19)年3月に燃料タンク及び送油管が発見され、現在、周辺土壤の詳細調査が行われており、汚染の範囲が確定した後、処理が行われる予定である。

読谷補助飛行場南側(2006(平成18)年7月31日返還)

返還前に、廃棄解体業者により廃車等が置かれていた場所について詳細調査が行われ、土壤から有害物質(鉛及びフッ素)、油分が検出された。これらの汚染は、2007(平成19)年度内に処理が行われる予定である。

瀬名波通信施設(2006(平成18)年9月30日返還)

ガソリンスタンド跡、自家発電施設跡について詳細調査が行われ、土壤から有害物質(鉛)、油臭が検出された。これらの汚染は、処理が行われた。

以上のように、現在は、まず、資料等により土壤等の汚染のおそれがある場所を特定し、施設の返還後に特定した場所について調査を行い、調査の結果、汚染が発見された場合、その処理が行われ、その後、地権者へ土地の引渡しが行われる手順となっている。しかしながら、地権者への引渡し後も調査が行われなかった土地から大量の危険物などが発見されるケースも後を絶たないといわれ、返還跡地を抱える地元自治体や地権者からは、調査範囲を特定して原状回復する方法が最善であるか等について厳しい意見も出されている²⁶。

なお、駐留軍用地とその隣接地域における、環境管理基準や環境汚染への対応については、日米地位協定上、何ら規定が設けられていないため、現在は、2000(平成12)年9月に日米間で策定された「環境原則に関する共同発表」に基づき取組が行われている²⁷。

6. おわりに

これまで跡地利用を促進するため、沖振法や沖振計画による制度面の整備や、国、地元自治体による「跡地対策協議会²⁸」の設置など、様々な取組が行われてきた。しかしながら、実際の跡地利用に関しては、土地が返還されてからも、長い期間、未整備の状態が続くケースも見られる。県土の均衡ある発展を目指し、地域特性を踏まえた跡地利用を速やかに進めていくためには、返還、引渡し前の現地調査、原状回復措置、地権者との跡地利用についての合意形成等の一連の取組が、円滑に進められる必要があるが、それには、国の適切な支援とともに、地元自治体と地権者の主体的な連携、調整が重要になる。特に、地権者の中には、借地料を生活の糧とし、返還後の跡地給付金をその補償的要素ととらえ

ている者も少なからずいるとの指摘もあり²⁹、地権者自身が主体的に、跡地利用について考えていくことや、地権者が肯定的に土地の返還をとらえられるような環境づくりを地元自治体が進めていくことは、今後、ますます重要になろう。そうした意味から、内閣府が関係者間の役割分担を整理する調整指針を策定しようとしていることや、沖縄県が新たな中南部地域の将来像を描く独自の都市圏ビジョンを策定し、主体的に県土利用の在り方を含めて提案していこうとする試みは注目される。経済的な波及効果を生み出す沖縄の振興に資する跡地利用をいかに実現していくか、関係者間の今後の取組に期待したい。

- 1 跡地を利用開始するに至るまでのプロセスは、返還された土地によって様々なケースがあるが、おおよそ、日米両政府による返還合意、 国による地権者への返還見通しの通知、 土地の返還（国による原状回復措置及び給付金の支給）、 地権者への土地の引渡し、 市町村又は県による総合整備計画の実施（総合整備計画の策定は返還合意と並行して行われる場合が多い）、 総合整備計画に基づく事業に対する国等による支援措置、 跡地利用の開始、といった流れとなっている。
- 2 沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部「跡地利用の状況」 < <http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/jokyo-btm.htm> > を参照。
- 3 沖縄県では、昭和 36（1961）年から駐留軍用地の返還面積について統計を取り始め、現在までの累計が 11,936.6ha となっている。
- 4 北谷町「北谷町の歴史」 < http://www.chatana.jp/kiosk/guide/c_rekishi.htm > を参照した。
- 5 沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部「駐留軍用地跡地利用の事例」 < <http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/makiminato.htm> > 及び沖縄県基地対策室『沖縄の米軍基地』（平成 15 年 3 月）195 頁を参照。
- 6 内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課「駐留軍跡地利用支援事業（跡地利用カルテ）」 < <http://atoc hi.ogb.go.jp/> >、『沖縄タイムス』（平 12 . 1.16）及び『沖縄タイムス』（平 14 . 2.24）を参照。なお、恩納通信所は、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づき、適用第 1 号として給付金の支給がなされた施設。
- 7 既に返還され跡地利用が進んだ施設 キャンプ瑞慶覧（ハンビー、メイモスカラ地区）、牧港住宅地区。既に返還されたが跡地利用が進んでいない施設 恩納通信所、安波訓練場、キャンプ桑江（北側）、瀬名波通信施設、読谷補助飛行場、楚辺通信所。返還合意がなされている施設 北部訓練場（過半）、ギンバル訓練場（全面）、普天間飛行場（全面）、牧港補給地区（全面）、那覇港湾施設（全面）、キャンプ桑江（全面）、陸軍貯油施設（全面）、キャンプ瑞慶覧（ライカム地区等）は S A C O で住宅統合について合意。
- 8 S A C O 最終報告では、次の 11 施設の土地の返還が合意された。 普天間飛行場、 北部訓練場、 安波訓練場、 ギンバル訓練場、 楚辺通信所、 読谷補助飛行場、 キャンプ桑江、 瀬名波通信施設、 牧港補給地区、 那覇港湾施設、 キャンプ瑞慶覧。
- 9 内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課「駐留軍跡地利用支援事業（跡地利用カルテ）」 < <http://atoc hi.ogb.go.jp/> > 及び沖縄県基地対策室『沖縄の米軍基地』（平成 15 年 3 月）を参照。
- 10 黙認耕作は、日米地位協定第 3 条に基づく米側の管理権の下で、サトウキビや紅イモなどの耕作が黙認されているものであるが、管理権が失効する返還時には中止することが原則とされる。返還跡地における黙認耕作の解消については、利害関係者の思惑の違いから調整が進まないことも多く課題となっている。

- 11 『琉球新報』(平 19 . 2.27)
- 12 第 165 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 7 号 10 頁(平 18.12.5)
- 13 第 165 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 7 号 10 頁(平 18.12.5)
- 14 『読売新聞』夕刊(平 19.12.5)
- 15 沖縄県 『沖縄振興計画後期の取り組みに関する要望書』(平成 19 年 3 月) 2 頁
- 16 駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査では、嘉手納以南の普天間飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区、那覇港湾施設の 5 施設について、直接的経済効果で約 4.6 倍、波及効果も税収で 4.2 倍のプラス効果になるといった推計がなされている(那覇新都心の土地利用を参考に経済効果をはじき出した場合)。中南部都市圏ビジョンでは、返還跡地間で住宅や商業機能などをめぐる需要を奪い合わないようするため、それぞれの跡地の機能分担も検討していく方針とされる。
- 17 『琉球新報』(平 19 . 3.25)
- 18 『琉球新報』夕刊(平 19.11.9)
- 19 沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書(平成 11 年 8 月 沖縄県)」 < <http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/yobosyo.htm> >
- 20 沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部「駐留軍用地跡地利用の課題」 < <http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/kadai-btm.htm> >
- 21 特定跡地は、開発整備を行うに当たって現状回復に相当な期間がかかる駐留軍用地跡地で、沖縄の振興に役立つ地域として 5 ha 以上であること、といった条件を満たす地域が内閣総理大臣により指定される。
- 22 内閣府 『沖縄振興特別措置法のあらまし』(2002 年) 41 頁。大規模跡地は、駐留軍用地跡地や今後返還されることが合意された駐留軍用地のうち、大規模なために開発整備や原状回復に時間がかかるなど、開発整備にあたって非常に困難を伴うことが予想されるもので、沖縄の振興の拠点となる 300ha 以上といった地域が指定される。特定跡地は、開発整備を行うにあたって原状回復に相当な期間がかかる跡地で、沖縄の振興に役立つ 5 ha 以上といった条件を満たす地域が指定される。
- 23 『琉球新報』(平 19 . 2.23) 及び 『琉球新報』(平 19 . 9.1)
- 24 駐留軍用地返還特措法では、返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、返還区域や予定時期を定めた返還実施計画を定めなければならないとされている。
- 25 那覇防衛施設局 『はいさい』(平成 19 年 4 月 1 日) 2 頁及び「返還跡地における土壌等汚染への取組状況」(防衛省 平成 19 年 10 月現在)を参照。
- 26 『琉球新報』(平 19 . 2.22)。なお、返還地を地権者へ引渡した後であっても、米軍の使用に起因する土壌等の汚染が発見された場合は、国の責任において措置がなされることとなっている。
- 27 沖縄県知事公室基地対策課駐留軍用地跡地対策沖縄県本部「駐留軍用地跡地利用の課題」 < <http://www.pref.okinawa.jp/kichiatochi/kadai-btm.htm> > 及び外務省 『日米安保体制と在沖駐留米軍をめぐる諸問題』(平成 19 年 9 月) 7 頁。なお、「環境原則に関する共同発表」では、「管理基準」、「情報交換及び立入」、「環境汚染への対応」、「環境に関する協議」についての指針が示されている。
- 28 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、国、沖縄県及び跡地関係市町村が密接な連携の下、跡地利用の促進を図るため、平成 14 年 9 月に設置された調整機関。
- 29 『沖縄タイムス』(平 19 . 2.12)